

入札等に関する注意事項

- 1 入札書の提出は、別添「入札書」の様式で紙により行うこととします。
なお、郵送による入札は受け付けません。
- 2 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(6)は落札資格となります。
 - (1)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3)三重県内に本支店又は営業所等を有する者
 - (4)三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でないこと
 - (5)三重県の「落札停止要綱」により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
 - (6)三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと
- 3 落札候補者は、落札資格の確認のため、本学が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1)三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
 - (2)消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- 4 本入札について、入札書の記載にあたっては、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとします。なお、入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約事務担当課は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 6 入札額同額による落札候補者が二者以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 8 契約事務取扱規程第15条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。落札決定後の契約不履行は、三重県の落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。
 - (1)入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
(例：同じ事業者の 本店、支店（営業所等）が同一条件に入札を行った場合)
 - (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 入札保証金を納付する場合に、その額が契約事務取扱規程第 10 条に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とします。ただし、会社更生(再生) 手続中の者 のうち、三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者（更生計画等の認可 が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、契約事務取扱規程第 33 条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、契約事務取扱規程第 33 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手 続き中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を出していただく場合があります。
- 10 受注者が、三重県の暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、同県の落札停止要綱に基づく落札 資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うもの とします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 契約事務担当課に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入をうけたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、契約事務担当課と協議を行うこと。
- 12 契約書の作成、提出については契約事務取扱規程第 28 条、第 29 条により ます。
- 13 入札者が 1 者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 公告に記載がない事項については、契約事務取扱規程及び三重県の「三重 県会計規則」に規定するところによります。